

# ○松戸市議会表彰実施要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、スポーツ、学術、文化、社会活動等に関し特に功績のあった個人又は団体に対し、松戸市議会表彰（以下「表彰」という。）を行い、もってその功労に報いるとともに、市民の郷土愛を育むことを目的とする。

## (表彰の基準)

**第2条** 表彰は、市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者若しくは市内の学校に在籍する者又はこれらの団体であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) スポーツ、学術又は文化に関する各種大会、コンクール等において優秀な成績を収めたもの
- (2) 善行特に優れ、又は功労極めて顕著により、地域社会の発展に貢献し、多くの市民から高く評価され、他の模範となるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があると議長が認めるもの

## (表彰候補者の調査)

**第3条** 議長は、前条の規定により表彰しようとするときは、表彰候補者について次に掲げる事項の調査をするものとする。

- (1) 氏名、生年月日及び住所（団体にあつては団体名）
- (2) 成績又は業績
- (3) その他議長が必要と認める事項

2 前項の調査は、関係機関、関係団体等に依頼することができる。

## (表彰候補者の審査)

**第4条** 議長は、被表彰者の決定をするに当たっては、第6条に規定する松戸市議会表彰選考委員会の審査を経なければならない。

## (表彰の方法)

**第5条** 表彰は、松戸市議会定例会の会期中に議場において、表彰状を授与して行う。この場合においては、記念品を併せて授与することができる。

## (松戸市議会表彰選考委員会)

**第6条** 表彰候補者について審査するため、松戸市議会表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、市議会議員のうちから議長が委嘱する。

3 選考委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。